令 和 6 年 10 月 16 日
第 304 回個人情報保護委員会決定

資料５

個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しの検討の充実に向けた視点

１　これまでの経緯

○　令和２年改正法附則(※1)に基づき、いわゆる３年ごと見直しの検討が開始されており、令和６年６月 27 日に「中間整理」を公表し意見募集を実施、同年９月４日に「中間整理」に関する意見募集結果を公表するとともに、「今後の検討の進め方」を公表した。

(※1)「個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」(令和2年改正法附則第 10 条)

２　今後の検討における視点

○　デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している中にあって、個人情報保護政策を巡っては、何をどのような方法で守るべきか、個人情報の有用性に配慮しつつどのように個人の権利利益を保護するのか等の観点で、かねてより様々な議論がなされてきた(※2)。

○　「中間整理」は、そういった観点からの検討も基礎に置きつつ、令和２年改正法附則に基づき、個人データ利活用における現状と課題、デジタル化の進展とそれに伴い高まったリスク(※3)、国際的な制度構築の状況、新個人情報保護法の施行やこれまでの執行実績等を踏まえながら、できるだけ具体的な見直しの視点を提示したものである。

○　「中間整理」に示した具体的な検討事項に対しては、意見募集等において、個人（消費者や有識者）、事業者、事業者団体等の様々な立場の方々から、その妥当性、優先順位、緊要性等に関し多くの御意見が寄せられた。特に、デジタル化・AI の急速な普及をはじめとした技術革新や今後の見通しも踏まえ、事業者団体等からは、具体的な検討事項に関する議論に際しては、まずは、制度の基本的な在り方(※4)に立ち返った議論を行うべきであるとの意見も出された。

○　個人情報保護政策を考える上で注目すべき環境変化、重視すべきリスク・政策目的、実態を踏まえた規制の在り方といった制度の基本的在り方に関わる次元の論点は、もとより、「中間整理」で示した検討事項の基礎を成すものであるが、今般いただいた御意見も踏まえ、改めて、幅広いステークホルダー等の間で再確認することにより、短期的には、「中間整理」で示した検討事項に係る具体的制度設計の在り方や優先順位、

緊要性等についての結論を得るための共通の視座を得ることを目指す。併せて、中期的には、施行後間もないことから今般は本格的見直し対象に位置付けてこなかった国・地方の行政機関に関する制度を含めた一体的な見直しへとつなげるための議論の土台としていく。

○　このような意味での短期的及び中期的な検討の基礎とするべく、有識者を含む幅広いステークホルダーからの意見を聴取し、整理する。

○　なお、この確認作業と並行し、また、確認作業の成果を踏まえつつ、「中間整理」で示した具体的な検討事項に関する整理についても集中的に進めていくこととする。

(※2)平成 27 年改正において、個人情報の有用性に係る記述を充実する形で法第1条の目的規定が改正された。また、法第3条に基本理念が定められている(参考1)。

(※3)個人の権利利益を保護するために考慮すべきリスクについては、(参考2)のとおり。

(※4)現行制度における適正な個人データの取扱い確保のための規律の考え方については、(参考3)のとおり。

3　基本的事項の議論の開始と視座の確認

○　上記２の観点を踏まえ、「より包括的なテーマや個人情報保護政策全般」として、個人情報保護政策が踏まえるべき基本的事項について検討を深めていく。

○　そのために、事務局においてヒアリング等を開始(※5)するとともに、「透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討に着手」し、本年中に委員会に状況を報告する。

○　上記の基本的事項の議論と並行し、またその結果を踏まえつつ、「中間整理」を踏まえた検討についても進めることとする。

(※5)ヒアリングにおける、現行制度の基本的前提に係る再検討に当たっての視点の例は(参考4)のとおり。

（参考１）

個人情報保護政策の基本理念、法の目的

① 「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない（法第３条）」との基本理念の下で、「行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること（法第１条）」が目的。

② この目的を実現するために、法律においては、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している中にあって、個人の権利利益を保護する上で求められる、個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報取扱事業者及び行政機関等においてこれらの特性に応じて遵守すべき義務を規定。

③ AI、IoT、クラウドサービスや 5G 等のデジタル技術の飛躍的な発展により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析等が容易かつ高度化し、データや技術が官民や地域の枠、更には国境を越えて利活用される今日における最新の情勢の下でも、基本的な法律の目的及び理念は、引き続き妥当であり、OECD 加盟国をはじめ広く国際的な共通認識。

④ 個人に関する情報について個人の利益のみならず公益のために活用することが可能となっていること、データがもたらす価値を最大限引き出すためには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により、信頼を維持・構築し、適正なデータの取扱いを促進することが求められていることも考慮する必要がある。

（参考２）

個人の権利利益を保護するために考慮すべきリスク

大量の個人情報等を取り込んだ事業者等が出現し、一たび個人情報等の不適正な利用に及んだ場合には個人の権利利益に対する大きな侵害につながるリスクが高まり、個人の不安感についても引き続き高まっている。

個人情報取扱事業者は、個人情報を適正に取り扱うことを通じて、「個人の権利利益を保護する」ことが期待されている。個人の権利利益の侵害をもたらし得るリスクを回避することができるように、想定され得る多様なリスクについて検討を深めることが有用。

（例）

（A）住所、電話番号、インターネット利用の履歴等を、本人が想定していない事業者が入手し、これを手がかりに、勧誘等の直接的な働きかけがなされ、平穏な生活が害され、あるいは、犯罪等の悪意ある行為にさらされるリスク

（B）本人に係る情報が自身の想定を超えて事業者に取得され個人データとして利用され、本人の認知や関与がない状態の下で、そのデータ処理に基づく自らに関する評価や働きかけが行われ、本人の想定しなかった評価・判断を含む影響が生じるリスク

（C）本人が秘匿しておきたい自身の情報について、一旦事業者に提供すると、自身が認識できない利用がなされる可能性が排除できず、不安を覚える状況になるリスク

（D）個人の特定・追跡技術の高度化・発展により、本人の気づかない間に又は意思に反して本人の個人情報等が取得・集積・利用されるに至った場合や、識別性がないとされていた情報が収集・処理されることにより本人に関する情報が集積されるとともに個人が特定されることが判明した場合のリスク

（参考３）

適正な個人データの取扱い確保のための規律

適正な個人データの取扱いを通じて個人の権利利益を保護するために、個人情報保護法において、以下のような規律を整備。

（１）個人データに着目した規律

高度情報化社会における「個人情報データベース等」による個人データの取扱いの危険性に着目し、それを事業の用に供している個人情報取扱事業者に対し、その適正な取扱いを担保するための義務等を規律

（２）個人情報取扱事業者による適正な取扱い

① 本人の関与による適正な取扱いの確保

個人情報取扱事業者自身のガバナンスにより法に定める義務が適切に履行され、当該個人情報取扱事業者から本人への通知・公表・同意取得等(※)により本人による適切な関与・監視を受けつつ、適正な取扱いの実現を期待するという当事者間での自主的な規律を重視する構造。

(※)●取得・利用に関するルール：利用目的を特定し原則としてその範囲内で利用し、取得時に本人に利用目的を通知・公表する。
●第三者提供に関するルール：第三者提供時には、原則として本人の同意を得る。
●公表事項・開示請求等への対応に関するルール：本人から開示・訂正・利用停止等の請求があった場合にはこれに対応する。

② 事業者内における適正な取扱いの確保

偽りその他不正の手段により個人情報を取得すること、あるいは、違法又は不当な行為を助長し又は誘発するおそれがある方法により不適正な利用を行うことは、個人の権利利益の保護を脅かすおそれが大きい。

利用目的が妥当であっても、正確性が保たれていなければ、本人に望まぬ影響を与えかねないことから正確性確保を義務付け。

個人データが個人情報取扱事業者や本人の関与不可能な領域に流出することで本人の権利利益を損なうリスクが増大することから、必要な安全管理措置、従業員や委託先の監督を義務付け。

これらの形式的ルールは全ての事業者に適用される最低限のルールとも言え、取り扱われる個人データ、利用目的の性質及び事業活動の態様に応じて、特別法、ガイドライン、認定個人情報保護団体や業界の自主基準、運用等により必要に応じて上乗せされる。

（参考４）

現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例

平成 15 年の個人情報保護法の制定により、個人情報の適正な取扱いのルールを定めることにより、高度情報通信社会において国民が安心してその便益・恩恵を享受できるための制度的基盤を確立。OECD 理事会勧告等の国際動向も考慮し、「民間のあらゆる事業分野を通ずる必要最小限度の規律」を定める「一般法」であり、「当事者による取組や問題の解決を前提とした事後チェック型の仕組み」であることが特徴。

情報通信技術の飛躍的な進展による社会のデジタル化とビッグデータの利活用の進展による大量の個人情報やパーソナルデータの収集・蓄積・分析が可能となる状況や、グローバルなデータ利活用の進展を踏まえ、平成 27 年に個人情報保護法が改正され、個人情報保護委員会が新設され、主務大臣の有する権限を集約した。平成 27 年法附則に基づき、令和２年に個人情報保護法が改正された。更に、令和３年の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の３本の法律が統合され、地方自治体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを定め、所管を個人情報保護委員会に一元化したところ。

１　個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律しようとする仕組みの実効性

① 個人情報取扱事業者が自ら利用目的を特定し、その範囲内で個人データを利用することを義務付け、通知・公表によりそれを本人が認識し、必要な関与・監視を行うとともに、本人との関わりの中で、事業者のデータの取扱い態様が必要に応じ是正され改善されるという、当事者間での自律的なガバナンスを重視する現行制度の考え方は、引き続き妥当か。利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリングを通じて規律されることについてどう考えるべきか。

② 法が期待する本人による関与・監視を行う前提として、利用目的や事業者におけるデータ処理の態様などについて認識・理解できることが必要であるが、デジタル化の進展や AI 等の新たな技術の急激な社会実装を背景に、本人が十分に理解できるような利用目的の特定、データ処理に関する説明の在り方について、どう考えるか（本人の合理的な関与を妨げ得るダークパターンをめぐる論点を含む。）。

③ 本人による関与・監視等の規律が必ずしも期待できないこどもに関するデータについて、その足らざる部分を補完する仕組みの導入は必要か。

④ 事業者が利用目的を特定した後、急速に進展する技術を新たに利用しようとした際に、「関連性を有する合理的に認められた範囲」における利用目的の変更として許容される範囲の精査が必要か。

⑤ 個人データの利用目的や利用態様などからその取扱いの正当性を裏付ける基準を導入する等の実体的ルールを設けることにより、本人の関与による規律に依存せず、事業者自身による判断と事後の結果責任（本人の事後救済措置の強化等）により、適正な取扱いを担保するアプローチについて、どのように考えるか。
⑥ 高度なデータ分析を通じ、本人の権利利益に影響を与える活動が多様化・拡大する中で、プロファイリングなどデータ処理結果を使用して本人に働きかける事業活動であって、本人の権利利益に相当な影響を与え得るものについて、類型的な利用目的規制や本人の関与の強化を通じて、本人の権利利益の保護の実効性を高めることが必要か。
⑦ 本人による関与・監視により事業者におけるデータの取扱いが改善されるためには、当該事業者が自律的に取扱いの適正化を図ろうとする意思があることが前提として必須であるが、もとより、改善の意思はなく、本人の権利利益に十分な配慮のない事業者については、本人の関与による規律には期待できず、異なる措置により、不適正な取扱いを抑止・停止することが必要か。
⑧ 事業者によるデータ利用の適正性の確保を超えて、本人が自身のデータの取扱いにつき、プライバシー権等の見地から、より能動的に関与し得る仕組み（例：開示請求、利用停止、データポータビリティ等）を導入することについてどのように考えるか。

２　個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方

本人の関与を通じた利用の適正性担保の仕組みは、その利用の結果本人の権利利益への影響が具体的に見込まれる場合に必要とされるのではないか。例えば、統計的利用など、一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合には、本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められるか（なお、１⑧の見地から、本人の関与を権利として認める立場はあり得るが、適正な取扱いを担保する上での本人関与の機能とは趣旨を異にすることに留意。）。

３　個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性

個人情報取扱事業者を本人の関与・監視することを通じた利用の適正性担保の仕組みを前提とすることから、本人の関与が著しく困難になる第三者提供を原則として禁止している。

一方、その提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合や、本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合、さらには、利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合など、第三者提供を禁止する必要のない類型はあるか。

４　個人データの取扱い態様の多様化の下における、データの適正な取扱いに係る義務を負うべき者の在り方

① データ処理技術の進展により、クラウド技術を利用した高度なデータ処理サービスやAIの実用化などにより、本人から個人データを取得し本人に対し取扱いの責任を負う立場の個人情報取扱事業者が、その個人データに係るデータベースの構築やその処理のプロセスについて、実質的には第三者に依存するケースが拡大。

② 現在は、本人に対し責任を負う個人情報取扱事業者が、従業員や委託先の監督を通じて、安全確保等の義務を果たすこととなっているが、データ処理の担い手や、安全管理等の措置を講ずる権能の帰属実態を踏まえこの規律の整理は妥当か。

５　守られるべき個人の権利利益の外延

① スマートフォンの一般的普及を背景に、氏名、住所等と同様、スマートフォン等のインターネット接続端末やブラウザ等が、実質的には特定個人に対し勧誘その他の一対一の働きかけを行うチャネルとして定着。この場合、特定個人への働きかけのチャネルである端末を識別する端末識別番号やCookie情報等についても、従前の住所等と同等に、個人の権利利益を保護する上で着目すべきデータ類型であるとの視点をどのように捉えるか。

② 法律により個人の権利利益を守る上で、その範囲については、これまで、さまざまな視点が示されていたが、その外縁や優先順位について、一定の整理は必要か。また、そのような整理に基づき制度体系の見直しを行うことは、個人の権利利益を保護する見地から有用か。例えば、以下のような視点が提起されているがどのように理解すべきか。

(A) 個人データ処理を通じ、特定の個人を評価・選別し、それに基づいて、特定個人に影響を与える行為を行うことのリスク

(B) 個人データの本人到達性の機能を利用し、勧誘その他の特定個人への働きかけを行うことのリスク

(C) 自身の秘匿したい領域が他人に知られるリスク

(D) 自身の自由な意志に従って自身の個人データを制御できないこと自体に起因するリスク

６　個人データそのものの特徴に起因する考慮要因

① 個人データの収集とその処理を通じ、本人に対する差別的評価が不当に助長されることが相当程度予想される個人データの類型を要配慮個人情報と位置付け、相対的に保護を強めている現在の規律については、引き続き妥当か。

② 要配慮個人情報のような、本人の差別的評価を助長するような属性はないものの、その性質上容易に取得され、かつ、それが長期にわたり本人の追跡の手掛かりとなるなど、他の類型に比較して、個人の権利利益に対するリスクの増大を助長する効果が見込まれる類型のデータについては、他のデータに比し特別な規律を課すべきか。その場合、本人の関与を通じた規律が有効か。それとも、本人の関与に依存しない規律が有効か。

令 和 6 年 1 0 月 1 6 日
第304回個人情報保護委員会決定

今後の検討の進め方

（「個人情報保護法　いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」意見募集結果を踏まえて）

- 意見募集（6/27～7/29）においては、団体・個人を問わず、幅広い方々から多様な御意見が寄せられたところ。
  ※　1,731の団体・事業者（うち団体43者・事業者等29者）又は個人（1,659者）の方々から延べ2,448件。
- 個人情報保護法の目的である、個人情報の有用性を実現しつつ、実質的な個人の権利利益の保護を実現するためには、情報通信技術の高度化が進む中、大量の個人情報を含むビッグデータを利活用するビジネス・サービスやプロファイリングの利用も広がり、プライバシーを含む個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっており、このような状況の変化を踏まえた規制のアップデートが必要。

課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度

◆ 「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しに関する検討会」において議論・検討を深化

その他の主要個別論点

◆ 意見募集の結果も踏まえ、企業や団体、関係省庁や地方公共団体含め、多様なステークホルダーとしっかりと対話をしつつ、個人情報保護委員会において透明性が高い形で議論

より包括的なテーマや個人情報保護政策全般

◆ 透明性のある形で関係の深いステークホルダーと継続的に議論する場を新たに設けることについて、具体的に検討に着手

関係府省との連携強化

◆ グローバルな動向や最新の技術動向を踏まえた「デジタル戦略」、「データ戦略」や「サイバーセキュリティの強化」に向けた関係省庁における検討状況を十分に踏まえ、個人情報保護委員会としても適切に必要とされる検討を継続的に推進

◆ 防災DXや教育DX・こどものデータの取扱い、医療データなどの分野でもそれぞれの関係府省と継続的に連携

国際連携の強化

◆ EUとの間で2019年1月に相互認証の枠組みが発効。2023年4月に最初のレビューが終了。更に令和３年（2021年）個人情報保護法改正の全面施行（令和５年（2023年）4月）を踏まえ、従来の民間部門に加えて、学術研究分野・公的部門についても対象とした相互認証の枠組みの発効に向けて協議を継続

◆ 新たに発足したグローバルCBPR（Cross-Border Privacy Rules）の枠組みも推進

デジタル化の進展に対応した個人情報保護法のアップデート

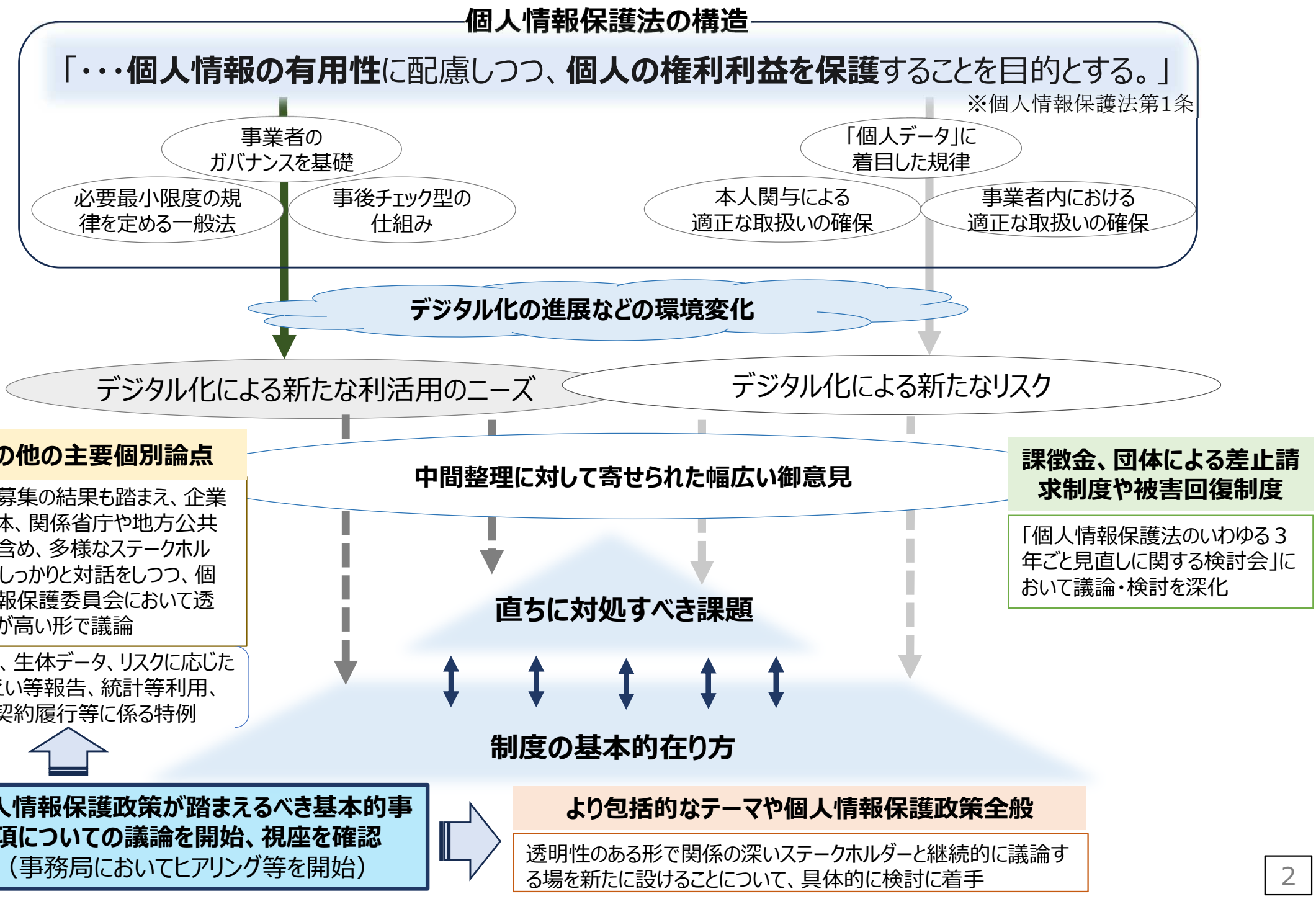

スケジュール（イメージ）

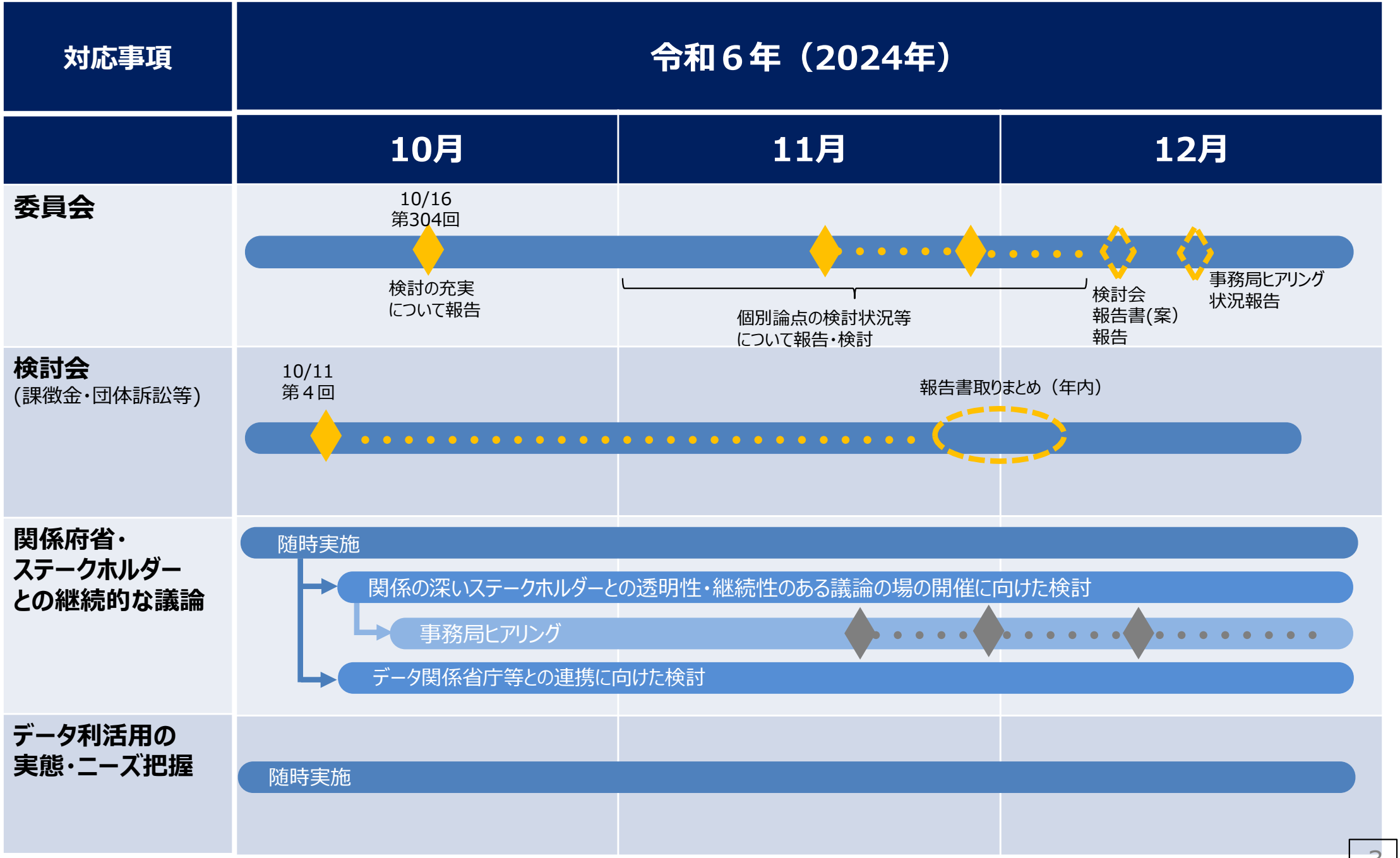
対応事項
令和６年（2024年）
10月
11月
12月
委員会
10/16
第304回
検討の充実
について報告
個別論点の検討状況等
について報告・検討
検討会
報告書(案)
報告
事務局ヒアリング
状況報告
検討会
(課徴金・団体訴訟等)
10/11
第４回
報告書取りまとめ（年内）
関係府省・
ステークホルダー
との継続的な議論
随時実施
関係の深いステークホルダーとの透明性・継続性のある議論の場の開催に向けた検討
事務局ヒアリング
データ関係省庁等との連携に向けた検討
データ利活用の
実態・ニーズ把握
随時実施